

香南市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

香南市外国語指導助手派遣業務の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務番号及び業務名

(学第06163号) 香南市外国語指導助手派遣業務

(2) 業務の目的

香南市立小中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、教育支援センター、教育委員会に外国語指導助手(以下「ALT」という。)を配置することにより、生きた英語及び外国の文化に触れる機会をつくる。また、英語の音声や表現に慣れ親しみ、言語活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな国際感覚の養成と国際理解を推進し、英語教育の充実を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

香南市外国語指導助手派遣業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 見積限度額

81,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※契約価格の限度額であり、当市がこの価格で契約することを約束するものではない。

(6) 配置ALT数 7名

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出日時点において、「物品購入及び役務の提供」に係る令和6年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の「代行関連一人材派遣」に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 参加表明書の提出日から契約候補者の選定日までの間に香南市指名停止措置要綱(令和6年香南市告示第86号)の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年香南市規則第2号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- (6) 令和3年度以降に国又は地方公共団体が発注した外国語指導助手派遣業務の受注実績を有する者。
- (7) 労働者派遣事業を行うため、厚生労働大臣の許可を受けている者。
- (8) 令和3年度以降に出入国管理及び難民認定法並びに労働基準法による処分を受けていない者。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務に関する質問は、質疑書(様式4)により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス gakkou@city.kochi-konan.lg.jp

(2) 受付期間

令和6年10月23日(水)17時まで

(3) 回答方法

香南市ホームページの「産業・まちづくり」－「入札・契約」－「プロポーザル」の本業務ページ内に掲載する。

(4) 回答期限

令和6年10月24日（木）17時まで

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。持参により提出するときは、受付窓口で受付印を押印した参加表明書の写しを受け取ること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要、定款（任意様式。パンフレット可）

ウ 業務実績一覧（任意様式、直近3年間の国又は地方公共団体との契約実績数（都道府県別）、派遣ALT数等）

エ 労働者派遣事業の許可書の写し

(2) 提出期限

令和6年10月30日（水）17時まで

(3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市教育委員会学校教育課

メールアドレス gakkou@city.kochi-konan.lg.jp

(4) 提出方法

追跡情報が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参。メール可（A4サイズPDF）

※持参の場合、受付時間は閉庁日を除く9時から17時までとする。

6 参加の辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式3）

(2) 提出期限

令和6年11月8日（金）

(3) 提出先

5(3) に同じ

(4) 提出方法

5(4) に同じ

7 参加資格確認結果通知書の通知

参加表明書の提出があった事業者の参加資格を確認し、令和6年10月31日（木）17時までに各事業者へ審査結果を電子メールで通知する。

8 提案書等の作成及び提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を有すると認められた者は、下記のとおり作成した提案書等を提出すること。

(1) 提案書作成のポイント及び提案を求めるポイント

ア 期待する効果と求める提案内容について

- ・国又は地方公共団体の受注実績
- ・ALTの休職や途中離任を防止する取り組みとサポート体制

- ・派遣するＡＬＴの採用基準、質の高いＡＬＴの配置提案
- ・ＩＣＴを活用した具体的な英語教育の取り組み
- ・ＡＬＴの配置前研修と配置後のスキルアップ研修計画
- ・児童・生徒の英語運用能力向上、コミュニケーション能力の育成策
- ・配置先のヒアリングの回数や要望、苦情等の対応とその改善を行う社内体制
- ・ＡＬＴの派遣前のメディカルチェック
- ・教育委員会や配置先からの要請に応じてＡＬＴの勤務スケジュールを調整する具体的方法
- ・配置先関係者とのチームティーチング
- ・子どもたちの英語力の向上策
- ・課外活動を通じた児童・生徒との関わり方やコミュニケーションの取り方

イ 現状の課題

ＡＬＴの健康上の問題で一定期間の休職が数回発生し、教育現場の再配置調整に苦慮した。また、自己都合による突然の離任や、代替の新規配置者が文化の違いに馴染めずに配置直後に離任する等の問題が発生し、教育現場に混乱が生じたことから、社会人・教育者として健康の維持管理や、日本の文化・教育システムを理解した質の高いＡＬＴの派遣、派遣前のメディカルチェックが期待されている。

ＡＬＴには急速な情報通信技術の進展やグローバル化等、将来の予測が困難な社会に対応する能力が期待されている。また、ＩＣＴを積極的に活用し、教員等と建設的、創造的な立場でコラボレーションができる教育姿勢が問われている。

(2) 提出書類

ア 提案書提出届（様式 7）

イ 提案書（任意様式。企業名・ロゴ等の掲載可）

全て日本工業規格 A4 サイズとし、紙ファイルに綴じること

ウ 見積書（任意様式。業務項目毎に区分した可能な限り詳細な見積額を提出すること）

年度ごとの明細及び消費税額等、積算根拠を明確にした内訳書も添付すること

(3) 受付期間

令和 6 年 11 月 12 日（火）17 時まで

(4) 書面提出時の提案書提出部数

7 部

(5) 提出先

5(3) に同じ

(6) 提出方法

追跡情報が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参。メール可（A4 サイズ PDF）

9 1 次審査（書類審査）

(1) 実施基準

提案書を提出した事業者が 3 者を超える場合は、提出された提案書の内容について 1 次審査を実施する（3 者以下の場合は 1 次審査を省略）

(2) 1 次審査通過者

1 次審査で得点が上位となった 3 者を 1 次審査通過者とする。1 次審査を実施しなかった場合は、提案書を提出したすべての事業者を 1 次審査通過者とする

(3) 結果の通知

提案書を提出した事業者が 3 者を超えたかどうかにかかわらず、令和 6 年 11 月 15 日（金）までに各事業者電子メールで 1 次審査の結果を通知する

10 2次審査（プレゼンテーション）

（１）実施日時

令和６年11月26日（火）10：00 開始予定

※詳細は、令和６年11月15日（金）までに電子メールで通知する

（２）出席者

１ 提案者４名以内

（３）実施方法

ア １ 提案者50分程度（提案書の説明30分程度、その後当市からの質疑20分程度）

イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと

ウ 実施時の追加資料の配布は禁止する

エ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名・ロゴの表示等）での実施を認める

オ プロジェクター等の貸与を希望する者は、事前に当市担当者と協議を行うこと

11 契約候補者等の選定

提出された提案書を当市が設置する「香南市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、契約候補者及び次点者を選定する。

（１）契約候補者の選定

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする

（２）結果の通知

ア 契約候補者に選定した者には、選定された理由等を記載した審査結果通知書を令和６年11月28日（木）17時までに電子メールで通知する

イ 契約候補者に選定しなかった者には、選定に至らなかった理由を付した審査結果通知書を令和６年11月28日（木）17時までに電子メールで通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない

12 評価項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価基準により行う。

評価項目	主な評価基準	評価点
派遣実績	派遣業務実績 国又は地方公共団体での受注実績（直近３年間）	１０点
A L Tに対するサポート体制	A L Tに対するサポート体制 年度途中での休職や離任防止策	１５点
配置調整連絡窓口	代替者 A L T の迅速な配置体制	１０点
I C T の活用	I C T を活用した英語教育の取組み	１０点
質の高い A L T の確保策	教育現場に対応できる状況が整っているか 配置前の育成研修計画	１５点
研修体制	配置後のスキルアップ研修計画	１０点
教育への理解度	英語教育システム、学習指導要領の理解	５点
法令順守等	個人情報保護や関係法令等の順守	５点
課外活動	展開可能な事業計画 児童・生徒等との交流、助言、個別指導	５点

AL Tの評価	AL Tに対する評価方法 派遣先のヒアリングによる評価と改善策	5 点
価格	価格が適正であること	1 0 点
合計		1 0 0 点

13 プロポーザルの実施スケジュール（予定）

日程	内容	実施方法
令和6年10月17日	実施要領、仕様書、様式の公表	市ホームページ
令和6年10月17日	参加表明書の受付開始	郵送・持参・メール
令和6年10月23日	質疑書の受付期限	メール
令和6年10月24日	質疑回答書の公表期限	市ホームページ
令和6年10月30日	参加表明書の提出期限	郵送・持参・メール
令和6年10月31日	参加資格確認結果通知書の送信	メール
令和6年11月1日	提案書の受付開始	郵送・持参・メール
令和6年11月12日	提案書の提出期限	郵送・持参・メール
令和6年11月15日	1次審査結果通知書の送信	メール
令和6年11月15日	2次審査（プレゼンテーション）日時の通知	メール
令和6年11月26日	2次審査（プレゼンテーション）の実施	対面
令和6年11月26日	契約候補者及び次点の選定	選定委員にて
令和6年11月28日	審査結果通知書の送信	メール

14 契約締結までの協議

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された提案書等の内容を基本とし、業務の仕様及び契約内容について協議の上、契約を締結する。契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約に向けた協議を行い、令和7年3月までに契約を締結する。

15 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。また、（１）から（７）までに該当する行為があったと確認された場合は、その行為の悪質性により別途入札参加資格の指名停止措置を行う。

- （１） 委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めること
- （２） 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をすること
- （３） 他の事業者にプロポーザルに参加しないよう依頼すること
- （４） 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行うこと
- （５） 前各号のほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- （６） 参加資格要件を満たしていない場合
- （７） 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合

16 その他

- （１） 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする
- （２） 提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は事業者の負担とする
- （３） 提出できる提案書は１提案のみとする

- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない
- (5) 提出された提案書等の著作権は事業者に帰属するが、本業務に必要な範囲で市が無償で使用(複製、転記又は転写)できるものとする
- (6) 提出された提案書の差し替え及び追加資料の提出は認めないが、市担当者より指示があったときは、この限りでない
- (7) 提出された関係書類は返却しない